

千葉県告示第368号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月27日

千葉市長 神谷俊一

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 誉田ニュータウン自治会
- (2) 事務所 千葉県緑区誉田町2丁目21番地962
- (3) 代表者 船木 学
- 住所 千葉県緑区誉田町2丁目23番地200

2 変更があった事項

- (1) 代表者の氏名  
「根間 正勝」を「船木 学」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「千葉県緑区誉田町2丁目23番地197」を「千葉県緑区誉田町2丁目23番地200」に改める。